

独立行政法人・公益法人等に関する最近の取組について

独立行政法人	特例民法法人（公益法人）	その他（特別民間法人等）
平成21年9月29日閣議決定 独立行政法人等の役員公募等の実施		
平成21年11月17日閣議決定 独立行政法人において契約監視委員会を設置し、主務大臣はその契約状況の点検・見直しを実施		
平成21年12月25日閣議決定 独立行政法人の事務・事業の見直し、廃止・民営化等について、必要な措置を速やかに講ずる	平成21年12月25日閣議決定 国家公務員出身者が在籍する政府関連公益法人について、事務・事業を徹底的に見直し、必要な措置を速やかに講ずる	
	平成22年2月10日官房長通知 当省からの再就職者が5代以上続く特別民間法人及び特例民法法人の役員公募を要請	
	平成22年3月26日大臣要請 特例民法法人に在籍する70歳以上の厚生労働省OBについて、次期改選で再任しないことを要請	
平成22年5月18日行政刷新会議決定 独立行政法人の事業の横断的見直しを実施し、22年度予算執行や23年度概算要求に反映		
平成22年6月18日行刷新担当大臣 独立行政法人については、「溜まり金」の国庫納付、組織見直し・制度改革を、政府系公益法人等については、国庫支出のあり方の見直し、権限付与の抜本見直し等を推進	平成22年6月18日大臣要請 (1) 特別民間法人、特別法人、特殊法人及び国との関係が強い公益法人に対し、国家公務員OBが就いている役員ポストの後任は公募のうえ選考することを要請 (2) その他の公益法人についても、同様に、役員ポストの公募を要請	
平成22年9月3日の大臣要請 (1) 独立行政法人、特別民間法人、特別法人、特殊法人及び公益法人に対し、公募実施の徹底を要請するとともに、職員についても公募を要請 (2) 健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金に対しても、新たに同様の要請		

独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について

〔平成21年9月29日〕
閣 議 決 定

独立行政法人及び特殊法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員人事の在り方については、今後、独立行政法人等の抜本的な見直しや国家公務員制度改革の議論を踏まえた上で検討を行うこととしているが、それまでの間は、暫定的な措置として、以下により対応することとする。

なお、独立行政法人の役員のうち、所管大臣が任命権を有さない者については、各法人において以下の趣旨を踏まえた任免が行われるよう、所管府省から要請するものとする。

1 平成21年9月末に任期満了等となる独立行政法人等の役員人事

(1) 所管大臣が、各法人の事業運営や役員数、報酬等について点検を行った上で、引き続き当該役員ポストの任命が必要と判断する場合には、内閣官房長官と協議の上、後任者の任命を行う。

(2) 公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から、①現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び②新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う。

(3) 公募による役員の任命は、職務内容書（ジョブディスクリプション）の作成や外部の有識者による選考委員会の開催など選考の公平性及び透明性を十分に確保するために、3か月程度の期間をかけて（本年12月末までに）行う。

なお、現在役員に就任している者も含め、公務員OBからの応募も認める。

- (4) 上記の作業に伴い、9月末までに後任者の任命を行うことは困難であることから、法人の運営に支障を生じるおそれがある場合には、公募による後任者の任命までの間、現任者の再任について、本人の同意を条件に、認める。

2 平成21年10月以降に任期満了等となる役員人事

上記1の取扱いに準じて、対応するものとする。

独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて

〔平成 21 年 11 月 17 日〕
閣 議 決 定

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）とすることとしているが、競争性のない随意契約に対する厳しい批判に加え、一般競争入札等に移行しても一者応札・応募となっており、実質的な競争性が確保されていないのではないかといった指摘も引き続き存在する。このため、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、以下の取組を行うことにより、点検、見直しを行うこととする。

1. 点検・見直しを行うに当たっての主な観点

独立行政法人の契約について厳格に見直しが行われるよう、各独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直しを行う。

- (1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
- (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。
- (3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか（一者応札・応募となっている案件については、一者応札・応募の改善方策が適当か、国や他の法人の取組も参考に更に検証する。特に、仕様書の内容など具体的な条件の設定については、真に競争性を確保する観点から具体的かつゼロベースで検証を行う。）。

（注）一者応札・応募の改善に向け、例えば、以下のような観点から十分な改善が行われているかを検証する。

- 仕様書内容の見直し
- 入札参加要件の緩和
- 公告期間の十分な確保
- 業務等準備期間の確保
- 契約情報提供の充実
- 電子入札システムの導入
- 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備

2. 点検・監視体制と作業の手順

(1) 各独立行政法人における監視体制の整備と点検及び見直し

主務大臣は、各独立行政法人に対し、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、上記1.の観点に沿って契約の点検及び見直しを行い、その結果を主務省に提出するよう要請する。その際、「契約監視委員会」を構成する外部有識者を各独立行政法人が指名するにあたっては主務大臣の了解を得ることとし、また、「契約監視委員会」の審議概要を公表するよう要請する。

(2) 主務大臣による点検

主務大臣は、各独立行政法人の「契約監視委員会」で行われた点検及び見直しの結果について点検を行う。また、主務大臣はその点検結果を反映した見直しを行うよう各独立行政法人に要請する。

(3) 主務大臣から総務大臣への報告

主務大臣は、主務大臣による点検結果を反映した各独立行政法人における点検及び見直しの結果を総務大臣に報告する。各府省及び各法人は、総務大臣に報告した結果をウェブサイト公表することとし、総務省はそれらを取りまとめ、公表する。

3. 点検対象とスケジュール

(1) 計画的に独立行政法人の随意契約の見直しを行っていくため、主務大臣及び各法人は、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、上記1.の観点に沿って点検、見直しを行い、各法人は新たな随意契約等見直し計画を策定する。また、20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約についても同様の点検、見直しを行う。各府省及び各法人はこれらの結果を22年4月末日途に公表する。

(2) 3.(1)の作業と同時に、今回の点検、見直しの趣旨を速やかに反映するため、主務大臣及び各法人は、21年度末までに契約締結が予定されている調達案件についても、真に競争性を確保できるよう、新規案件を含めて1.の観点に沿って事前に点検し、各法人は点検結果を受けて見直しを行う。各府省及び各法人はその結果を22年4月末日途に公表する。

4. フォローアップ

主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、上記点検、見直し後においても、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事

務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。ま

た、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。
なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。
- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

- (2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

- (3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

- (4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

- (5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

- (6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

- (1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し
今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施すべきものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
- ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

- (2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

厚生労働省発総 0210 第 2 号
平成 22 年 2 月 10 日

該当特別民間法人、特例民法法人所管部局長 殿

大臣官房長
(公印省略)

特別民間法人及び特例民法法人の役員公募について (抄)

独立行政法人及び特殊法人の役員人事については、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)において任期満了を迎える公務員 OB ポストを公募するとの方針が示され、この方針に基づく公募が進められているところであるが、厚生労働省から補助金等を受けている特別民間法人及び特例民法法人(以下「特別民間法人等」という。)の役員人事についても、公正で透明な人事を確保する観点から、公募の実施が望まれるところである。貴職におかれては、所管の特別民間法人等に対して、下記を踏まえ、公募の実施を要請していただくようお願いする。

記

1・2 (略)

3 公募方法

- (1) 公募に当たっては、当該法人のホームページ、公共職業安定所への情報提供、新聞広告など多様な周知方法を取ることを。
- (2) 特別民間法人等のホームページにおいては、公募するポスト名、職務内容、必要な資格・試験、勤務条件、選考方法、応募方法等を職務内容書として公表すること。
- (3) 特別民間法人等は、公募を行う場合、公募開始の 1 か月前までに厚生労働省あて公募内容の報告を行うこと。

なお、厚生労働省においては、当該報告に基づき、随時、公募を行う特別民間法人等の一覧をホームページにおいて公表することとする。

4 外部有識者による選考委員会の設置

特別民間法人等の役員の選任については、定款等に定められている評議員会等での役員の選任議決の手続を経ることは当然であるが、選考の公正性及び透明性を確保す

るため、原則として、外部有識者による選考委員会を設置し、当該委員会が推薦する役員候補者の中から評議員会等において、役員を選任すること。

ただし、常勤の役職員数が50人程度以下の法人にあっては、選考委員会を設置することなく、評議員会等で審議することも可能とする。

なお、いずれの場合においても審議の際には、厚生労働省職員及び厚生労働省出身者は参加しないものとする。

5 役員の選任に係る留意事項

役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、特別民間法人等の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

6 理事の定数及び常勤の理事の報酬の適正化について

特例民法法人の理事の定数については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ。以下「運用指針」という。）を踏まえ、当該法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて、適正な数となるよう指導すること。

また、理事の定数については、公募対象ポスト数に見合う定数の削減に努めるよう要請すること。

なお、常勤の理事の報酬についても、指導監督基準及び運用指針を踏まえ、不当に高額又は多額なものとならないよう、適切に指導すること。

（別紙）略

(参 考)

「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月 20 日閣議決定)(抄)」

4 機関

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」

(平成8年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ)(抄)

4 (2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていると、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

(6) 理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及び合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

該当特例民法法人代表者 殿

平素より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しいご意見を踏まえ、これまで独立行政法人の役員ポストの公募や国家公務員OBが在籍する法人に対する補助金の削減、省方による再就職あっせんの禁止等の取組を、省を挙げて進めてきたところです。

こうした取組を更に進め、70歳以上の高齢に達した厚生労働省（厚生省・労働省を含む）のOBが役員等として在職しているケースについて、必要な人事上の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、理事長、会長、理事、監事等の役員ポスト（給与、謝金等の報酬が支給されている場合に限り、無報酬の場合を除く。）に在職している70歳以上の厚生労働省の本省課長相当職以上経験者については、当該役員の次期改選期において、再任しないことが望ましいと考えております。

また、顧問等の役員ポスト以外の職についても、役員に準じて考えております。

つきましては、役員等の選任については総会等の議決が必要ではありますが、このような趣旨をご理解の上、今後貴法人の役員等を選任する場合については、以上の点について検討し、貴法人のあり方について、より一層の改革の推進に努めていただきますとともに、関係者にもこの趣旨を周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

平成22年3月26日

厚生労働大臣 長妻 昭

平成 22 年 5 月 18 日

行政刷新会議

独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて

以下の項目に該当する事業については、下記に述べる方針に沿って、各府省において、横断的に徹底した事業の見直しを行い、その結果を平成 22 年度予算の今後の執行及び平成 23 年度概算要求に反映すること。

なお、これに伴い必要となる制度改正や組織改正については、各府省において所要の対応を行うこと。

1. 保有資産の抜本的見直し

(1) 不要資産の国庫返納

今回の事業仕分けにおいて、独立行政法人が保有する必要性の低い資産（資本金、剰余金、職員宿舎等の福利厚生施設等）が散見されたことから、独立行政法人が保有する資産について、当該独立行政法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

(2) 事務所等の見直し

独立行政法人の支所等として、東京事務所、海外事務所、研修施設等を設置している場合があるが、当該独立行政法人が当該事務所等を引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等を検証し、廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等の措置を行う。

(3) 施設と事業規模との再整理

上記(1)(2)の検証に当たっては、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、施設の保有や賃借は、政策的必要性や効果に応じた必要最小限に留める。

2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し

(1) 事業実施主体の見直し

民間で実施可能な業務や民営化が可能な収益事業からは撤退するなど、独立行政法人の業務は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定するよう、所要の措置を講じる。

(2) 重複排除・事業主体の一元化等

研究開発関係の事業をはじめとする各独立行政法人が行う事業のうち、他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、優先度、効果等を勘案して事業主体のあり方や重点化等を検討し、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携を図る。

(3) 取引関係の見直し

今回の事業仕分けにおいて、各独立行政法人から関係法人に対して不透明な形で発注している例が散見されたことから、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底、関係法人の利益剰余金の国庫等への納付など、関係法人との取引関係について抜本的見直しを行う。

(4) 自己収入の拡大

国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間から

の寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。

3. 組織管理（ガバナンス）の強化

（１） 管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）

コスト縮減を念頭に、人件費を含む予算の執行管理等、法人経営全般にわたる管理運営の適正化について見直しを行う。

（２） 事業の審査、評価

各法人における事業の内部審査や評価について、法人内部限りで自己完結させず対外的な透明性も確保しつつ、事業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。

独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方

平成22年6月18日

行政刷新担当大臣

蓮 舫

独立行政法人、政府系公益法人等の事業を対象とする事業仕分け第2弾の評価結果、第9回、第10回行政刷新会議における議論等を踏まえ、当面、以下のよう具体的な進め方で、独立行政法人・政府系公益法人(※)に関する業務見直し、制度見直し等を推進する。

【独立行政法人関係】

1. 「溜まり金」の国庫納付

独立行政法人において利益剰余金等の形で溜まっている資金について、各府省庁は所管する全独立行政法人を対象として、

○必要とされる積立金等引き続き内部に留保することが不可避とされるものについては、その算定基準を民間企業並みにするなど、厳しく再精査した上で、

○7月末を目途に、今後国庫納付する金額を算定し行政刷新会議に報告する。

(改正独法通則法の施行、個別法の改正等、所要の法的措置を前提とする)

○国庫納付されたものについては、23年度当初予算以降の歳入に計上する。

[各府省庁の検討・報告内容]

- ① 全独法の利益剰余金等の内容、金額
- ② そのうち、所要の法的措置を前提に、国庫に納付する額
- ③ ②の額が①の額より少ない場合はその理由

2. 組織見直し・制度改革

独立行政法人の抜本的組織見直しと独立行政法人制度の刷新を行うこととし、全独立行政法人の業務の検証と解決すべき制度的課題の検討を、平行して加速的に推進する。

組織の見直しの検討に当たっては、法人の縮小や廃止自体を目的とするのではなく、真に必要な事業が効率的に実施されるための組織のあり方を追及することとし、また国家公務員制度改革の議論の経過を踏まえつつ、雇用の問題等に十分配慮する。

(1) 全独立行政法人の業務のゼロベースでの見直しと「選別」

全独立行政法人の各業務について、そもそも必要な事業か、民間や自治体で担える事業か、国からの支出が必要な事業か、国に戻すべき事業かなどの観点からゼロベースで検証し、整理する。その上で、かかる事業を行っている各独立行政法人の組織のあり方について検討する。

行政刷新会議において業務の全容を検証し、その結果に基づき見直しの基本方針を年内に策定する。この基本方針のもと、(2)の制度的課題を合わせ、年度内を目途に詳細設計を行う。

(2) 制度的課題の整理・検討

独立行政法人の抜本見直しのために解決すべき制度的課題について、国家公務員制度改革推進本部との連携のもと、行政刷新会議において整理・検討する。年内に中間報告、年度内を目途に最終報告を行う。

【政府系公益法人等関係】

1. 発注者側（政府）の条件（国費支出のあり方）の見直し

政府が公益法人に対して国費を支出して行う事業について、事業を所管する各府省庁は、そもそもその事業が必要かどうかゼロベースで見直し、国民にとって真に必要なもの以外は廃止する。その上で、真に必要な事業であっても、「公益性がある＝公益法人が担う」という固定観念を捨て、より効率的効果的に事業の目的が達せられるよう、事業の規模、事業発注のあり方（発注条件、入札条件等）についても徹底した見直しを図る。

各府省庁は、見直し結果を23年度概算要求に反映させるとともに、その内容を、8月末を目途に行政刷新会議に報告する。

2. 指導監督の徹底

- 所管官庁を中心として、法令や従前の決定等による政府系公益法人に対する指導監督の実行を徹底する。特に、公務員 0B を含む役員の数や給与水準について法人の事業の規模や内容等から適切かどうか、また国費を受け入れての事業が実質上公務員 0B 役職員の給与等捻出のために行われていないか等について厳しく精査する。
- 所管官庁は、不要、過大な資産について 8 月末を目途に精査し、国庫納付を要請する（民間資金と混合している場合は国の出資額比率に応じて按分する等を検討）。納付要請の有無、納付要請の内容、要請の結果納付される金額について、9 月末を目途に行政刷新会議に報告する。

3. 地方自治体からの負担金のゼロベースでの見直し

地方公共団体が国所管公益法人に対して負担している負担金について、法人所管府省庁は、

- 網羅的にリストアップし、7 月末を目途に公表する。その際、負担の法的根拠があるものと、法的根拠がないものとの区別を明示する。
- 法的根拠がない負担金については、8 月末までを目途に、義務ではないことを地方自治体に対してあらためて確認を行う。そのために必要に応じ、通知・通達の拘束力についての見直しを行う。

* 地方公共団体が構成員となり基本財産を出えんしている団体については、現段階において地方公共団体にとって真に必要なかどうかを、構成する地方公共団体に 8 月末を目途に再確認する。

4. 権限付与の抜本見直し

法律等によって指定され権限が付与されているいわゆる指定法人について、法人所管各府省庁は、以下の観点からゼロベースで見直しを行い、その結果について 8 月末を目途に行政刷新会議に報告する。

- 指定の根拠が何か、「法律」「政令」「省令」「通達」その他の根拠を整理しリストアップする。特に法令では複数の指定が可能な形式となっているものの、通達等により特定の法人が実質上指定されている場合にはその旨明示する。
- そもそも権限や資格自体が必要かどうかを検証

- 法令等において、「指定」や「登録」等の根拠となっている規制が本当に必要か、必要な場合であっても最小限となっているかを検証
- その上で、特に「全国で一つ」となっている権限付与は、可能な限り「複数指定」又は「登録制」に改める。
- 権限付与に基づく資格付与、義務付け講習等について、国民の時間的・金銭的負担を軽減するため、重複等を徹底的に見直す。

5. 第三者分配型助成事業、助成対象法人の見直し

- 公益法人が公益法人等に対して助成を行う場合には、所管府省庁はその事業が真に必要なかの検証の他に、本当に当該公益法人が分配する必要のある事業なのか、分配されることによって事業の目的が変質していないか等を厳しくチェックする。
- 助成金の有無と国家公務員OBの在籍が密接な関係にないかを厳しく見直し、密接な関係にあると認められる場合は、天下りや役員報酬の是正、助成金の凍結を含めた抜本的見直しなど指導監督を強化する。

上記のうち、特に以下の2点については個別に見直しを行う。

(1) 「宝くじマネー」の透明化とそれに関わる公益法人の整理

宝くじの収益金は、複雑なルートで様々な総務省所管公益法人に助成金という形で流れており、その詳細が必ずしも透明性を持って国民に説明されている状況ではなく、また助成を受けている法人の大部分に総務省OBが役員に存在するという問題も存在する。

公費の負担がないため国民の目が行き届いていなかった宝くじマネーについては、総務省がその透明性を図るため情報公開等についての指導を徹底する。また、総務省での議論の経過を踏まえつつ、宝くじの許可についての基準である、総務省自治財政局長通知「宝くじ運営方針」を改正し宝くじの収益が過大な管理費や無駄な普及宣伝費に充てられることのない旨を追加するなど、行政刷新会議として根本解決を求める。(8月末まで)

(2) 公益法人等が行う公営ギャンブルの見直し

公営ギャンブル(競輪、競馬、競艇)の売上げを原資とした助成金については、助成の必要性、公益性等について検証するとともに、その透明性を図るため情報公開等についての指導を徹底する。また、助成金の仕組みについても透明性を図るため見直しを行う。検証、見直しの内容等について7月末を目途に行政刷新会議に報告する。

6. その他

- 政府系公益法人についての新制度への移行は、上記の見直しの状況を踏まえて対応する。
- 国費による事業が実質上一社応札になっているような法人や全国で唯一指定されている法人など、行政との関連が他の政府系公益法人と比べて密接な法人や、国への依存性が高い法人については、国との関係を再整理し新たな枠組みの可能性についても検討する。

※ 現段階において政府系公益法人を概ね以下のものとし、これらの条件を踏まえた上で個別に精査する。

1. 平成 22 年 4 月 1 日現在、所管官庁の出身者が常勤又は非常勤役職員として在籍する法人
2. 平成 21 年度に国、都道府県、市町村及び独立行政法人からの支出が 1000 万円以上あった法人
3. 平成 21 年度の国、都道府県、市町村及び独立行政法人からの補助金・委託費等による収入額が法人の平成 21 年度決算における年間収入額の 2 分の 1 以上を占める法人
4. 平成 21 年度に都道府県又は市町村から支出を受けた法人
5. 平成 21 年度に国、都道府県、市町村及び独立行政法人からの補助金・委託費等を第三者に交付する法人
6. 5. の補助金・委託費等を受ける法人
7. 国の指定、登録等に基づき特定の事務・事業を実施している法人

特別民間法人、特別法人、特殊法人及び該当特例民法法人代表者 殿

平素より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しいご意見を踏まえ、これまで閣議決定に基づき独立行政法人の役員ポストの公募（別紙1）や国家公務員OBが在籍する法人に対する補助金の削減、省庁による再就職あっせんの禁止等の取組を、省を挙げて進めてきたところです。

また、こうした取組を更に進め、2月10日には、厚生労働省から補助金等を受けている特別民間法人及び特例民法法人であって同省からの再就職者が5代以上続いている法人に対し、役員人事について公募の実施を要請したところであります。

さらに、3月26日には、特例民法法人に対し、何らかの報酬を得て理事長等の役員ポストに在職している70歳以上の厚生労働省の本省課長相当職以上経験者については、今後役員等として選任しないよう検討することを要請したところであります。

しかしながら、国家公務員OBの所管法人への再就職については、昨今の行政刷新会議における事業仕分けはもとより、省独自の事業仕分けにおいても厳しいご指摘をいただいたところであります。こうしたご指摘を始め、依然として国民からの厳しいご意見がある中、私としては、より一層の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、皆様方におかれましては、下記により役員ポストの公募の実施を検討していただき、これまでの国と所管法人の関わり方の疑念を払拭するための自主的な導入をお願い申し上げます。

なお、この際には、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて削減すべき役員ポストは削減した上で実施していただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 公募対象者

- (1) 現在、国家公務員OBが役員（理事長、理事、監事（無給の者を除く。以下同じ。））に就職しているポストについて、任期満了時及び当該ポストに離任者が生じることとなった場合、新たな役員の選任については公募により後任者の選考を行うこと。
- (2) 新たに国家公務員OBを役員に選任しようとする場合には、公募により選考を行うこと。

※ 無給には交通費など実費支給のみを受けている者は含まれるが、謝金等の報酬が支給されている者は含まれない。

2 公募方法等

公募方法、外部有識者による選考委員会の設置、役員の選任に係る留意事項については、厚生労働省発総0210第2号「特別民間法人及び特例民法法人の役員公募について（別紙2）」の記3から5まで（特例民法法人にあっては記3から6まで）を参考にして適切な方法により実施すること。

特に、役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

平成22年6月18日

厚生労働大臣 長妻 昭

特例民法法人代表者 殿

平素より厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しいご意見を踏まえ、これまで閣議決定に基づき独立行政法人の役員ポストの公募（別紙）や国家公務員OBが在籍する法人に対する補助金の削減、省庁による再就職あっせんの禁止等の取組を、省を挙げて進めてきたところです。

また、こうした取組を更に進め、2月10日には、厚生労働省から補助金等を受けている特別民間法人及び特例民法法人であって同省からの再就職者が5代以上続いている法人に対し、役員人事について公募の実施を要請したところであります。

さらに、3月26日には、特例民法法人に対し、何らかの報酬を得て理事長等の役員ポストに在職している70歳以上の厚生労働省の本省課長相当職以上経験者については、今後役員等として選任しないよう検討することを要請したところであります。

しかしながら、国家公務員OBの所管法人への再就職については、昨今の行政刷新会議における事業仕分けはもとより、省独自の事業仕分けにおいても厳しいご指摘をいただいたところであります。こうしたご指摘を始め、依然として国民からの厳しいご意見がある中、私としては、より一層の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、皆様方におかれましては、下記により役員ポストの公募の実施を検討していただき、これまでの国と所管法人の関わり方の疑念を払拭するための自主的な導入をお願い申し上げます。

なお、この際には、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて削減すべき役員ポストは削減した上で実施していただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 公募対象者

- (1) 現在、国家公務員OBが役員（理事長、理事、監事（無給の者を除く。以下同じ。））に就職しているポストについて、任期満了時及び当該ポストに離任者が生じることとなった場合、新たな役員の選任については公募により後任者の選考を行うこと。
- (2) 新たに国家公務員OBを役員に選任しようとする場合には、公募により選考を行うこと。

※ 無給には交通費など実費支給のみを受けている者は含まれるが、謝金等の報酬が支給されている者は含まれない。

2 公募方法等

公募方法、選考方法等については、公平性及び透明性を十分に確保した適切な方法により行うこと。

特に、役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

平成22年6月18日

厚生労働大臣 長妻 昭

独立行政法人代表者
特別民間法人代表者
特別法人代表者
特殊法人代表者
該当特例民法法人代表者

」 殿

役員・職員の公募についてのお願い

平素より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しい御意見を踏まえ、これまで、貴法人における役員ポストの公募の実施をお願いしてきたところです。

しかしながら、国家公務員OBの所管法人への再就職については、依然として国民からの御意見があるところです。

このため、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）や平成22年6月18日付けの私からの要請を踏まえ、貴法人が国民から真に信頼される組織となるよう、公平性及び透明性を十分に確保した上で、役員ポストの公募の実施を徹底していただくよう、改めてお願い申し上げます。

また、国家公務員OBが所管法人の職員として採用される例も見られることから、これまでの国と所管法人との関わり方の疑念を更に払拭する必要があると考えております。

このため、職員についても、役員同様、公募の実施をお願いいたします。その際には、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、候補者の潜在力に広く着目した採用を行い、公平性を十分に確保した適切な方法を採用していただきますよう併せてお願い申し上げます。

平成22年9月3日

厚生労働大臣 長妻 昭

健康保険組合理事長
厚生年金基金理事長
国民年金基金理事長

} 殿

役員・職員の公募についてのお願い

平素より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

国家公務員の再就職に対する国民の厳しい御意見を踏まえ、これまで、私から、当省所管の独立行政法人や特例民法法人等の代表者に向け、役員ポストの公募の実施をお願いしてきたところです。

しかしながら、国家公務員OBの関係団体への再就職についても、同様に国民からの御意見がある中、私としては、必要な人事上の見直しをお願いしたいと考えております。具体的には、皆様方におかれましては、下記のとおり役員及び職員の公募を実施することにより更なる公平公正な採用をしていただき、これまでの国と関係団体の関わり方の疑念を払拭するための自主的な導入をお願い申し上げます。

なお、この際には、法人の事業規模等法人の実態からみて削減すべき役員ポストは削減した上で実施していただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 役員の公募について

理事を互選することとなる組合会議員や代議員に対し、以下のとおり要請すること。

(1) 公募対象者

ア 現在、国家公務員OBが役員（理事長、理事、監事（兼給の者を除く。以下同じ。））に就職しているポストについて、任期満了時及び当該ポストに離任者が生じることとなった場合、新たな役員の選任については公募により後任者の選考を行うこと。

イ 新たに国家公務員OBを役員に選任しようとする場合には、公募

により選考を行うこと。

※ 「支給の者」には、交通費など実費支給のみを受けている者は含まれるが、謝金等の報酬が支給されている者は含まれない。

(2) 公募方法等

公募方法、選考方法等については、公平性及び透明性を十分に確保した適切な方法により行うこと。

特に、役員の選任に当たっては、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、法人の経営運営改革を実施するという観点を重視し、候補者の潜在力に広く着目して判断すること。

2. 職員の公募について

職員についても、役員同様、公募を実施すること。その際には、行政勤務経験、行政機関との調整力、業務についての専門知識といった観点よりも、候補者の潜在力に広く着目した採用を行い、公平性を十分に確保した適切な方法を採用すること。

以上

平成22年9月3日

厚生労働大臣 長妻 昭